

# 第4章 檢査

## 第1 概説

### 1 検査の意義及び検査の対象

委員会は、証取法、外証法及び金先法により内閣総理大臣（金融監督庁長官）から委任された権限に基づき、証券取引等の公正の確保に係る規定の遵守状況を監視するため、証券会社等に対して臨店等により検査を行う。

委員会の検査は、公益及び投資者の保護を図ることを目的とし、内閣総理大臣（金融監督庁長官）の証券会社等に対する必要な措置及び施策に資するものである。

なお、委員会は、検査権限及び報告・資料の収取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、委員会は、自らその権限を行使することができる）。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。

証券会社及び証券会社の親銀行等 (証取法 第194条の6)

証券業務の認可を受けた金融機関 (証取法 第194条の6)

証券業協会 (証取法 第194条の6)

証券取引所 (証取法 第194条の6)

外国証券会社国内支店及び特定金融機関 (外証法 第32条の4)

金融先物取引所及びその会員 (金先法 第92条)

金融先物取引業者 (金先法 第92条)

金融先物取引業協会 (金先法 第92条)

(注) ( ) 内の法律条項は、金融監督庁長官から委員会への検査委任規定である。

## 2 検査の範囲

検査の範囲は、政令(証取法施行令第38条、外証法施行令第17条、金先法施行令第7条、第8条、第9条、第10条)において定められており、例えば、証券会社については、証券会社、役員又は使用人の禁止行為(取引一任勘定取引の契約の締結、断定的判断を提供した勧誘、特別の利益提供を約した勧誘等)、損失保証・補てんの禁止、相場操縦の禁止、内部者取引の禁止等についての規定に関するものを検査することとされている(附属資料121頁以下参照)。

## 第2 検査基本方針及び検査基本計画

検査に係る事務の運営は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる1年間を検査事務年度として行われる。

委員会は、検査事務年度毎に、委員会自らが行う検査及び財務局長等が行う検査を計画的に管理・実施するため、検査基本方針及び検査基本計画を策定する。

検査基本方針においては、当該検査事務年度の検査の重点事項、その他検査の基本となる事項を定め、検査基本計画においては、国内証券会社、外国証券会社、証券業務の認可を受けた金融機関等のうち当該検査事務年度の検査の対象とするものの種類、数等を定めている。

平成9検査事務年度(以下「本事務年度」という)については、平成9年7月4日、検査基本方針及び検査基本計画を以下のとおり定めた。

### 平成9検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画

#### 1 検査基本方針

我が国の金融システムを取り巻く環境は、自由化・国際化の一層の進展等を背景に顕著な変化を示しており、21世紀に向け、証券市

場等金融システムの抜本的な改革が喫緊の課題となっている。

今後、市場参加者の自由な活動を極力認めて行く方向に行政が転換する中で、公正で信頼感のある市場の構築が実現するためには、取引ルールの整備とそれを実効あらしめるための監視体制の一層の充実及びルール違反に対する厳格な対応が要請されている。また、市場改革の進展に伴い市場仲介者の責任も一段と重要性を増していくところであるが、先般、大手証券会社による損失補てんが発生していること等も踏まえると、証券会社においては、従来にも増して市場ルールに則った適正な営業の確保と内部管理体制の充実・強化が必要となっている。

平成8検査事務年度（平成8年7月～平成9年6月）の検査結果をみると、前回検査の問題点については概ね改善が図られてきているが、依然として一部の証券会社において新たな指摘事例を含む法令違反等が認められている。また、外債、転換社債等の販売時における顧客の属性等を軽視した投資勧誘や誠実かつ公正な業務遂行の観点から問題のある投資勧誘といった営業姿勢上の問題点や、管理体制は整備されてきているもののその運用が不十分である等の内部管理上の不備が認められている。

以上のような問題の発生は、基本的には、証券会社役職員の法令等ルール遵守意識が未だ不徹底であることに起因するものである。

このような状況を踏まえ、平成9検査事務年度（平成9年7月～平成10年6月）における証券会社等検査は、下記により実施することとする。

#### (1) 運営要領

証券市場等における市場参加者の信頼を保持し、取引の公正の確保を図るために、官房金融検査部等と連携しつつ、厳正かつ的確な検査を実施することとする。

このため、深度ある検査の実施に向けて検査体制の拡充・強化及び検査手法の向上・多様化を図ることとする。また、検査対象会社は、前回検査の結果、前回検査からの経過期間、各種情報等を総合的に勘案して弾力的に選定することとし、別途、機動的な検査を実施する等、より実効性のある検査運営に努める。

#### (2) 証券会社検査重点事項

証券会社検査では、次の諸点を重点事項とする。

- ① 証券取引の公正確保の観点から、法令を中心とした各種市場ルールの遵守状況を多角的に点検する。
- ② 証券会社の健全な営業姿勢を確保する観点から、投資勧誘の実情等を十分に点検する。
- ③ 証券業務の信頼性確保の観点から、各証券会社における内部管理体制の整備・運用状況及びその実効性を十分に点検する。  
なお、前回検査における問題点の改善状況の点検にも努める。

#### (3) 金融先物取引業者等検査重点事項

金融先物取引業者等検査では、先物取引の公正確保の観点から、市場ルールの遵守状況を重点的に点検するとともに、投資勧誘の実情等営業姿勢の実態把握に努める。

## 2 検査基本計画

#### (1) 証券会社検査

- |         |     |
|---------|-----|
| ・国内証券会社 | 73社 |
| ・外国証券会社 | 3社  |

(注1) 上記検査以外に、別途、機動的な検査等を実施する。

(注2) 国内証券会社については、上記のほかに、支店のみを対象とした検査を25支店実施することとする。

(注3) 検査の実施に当たっては、原則として、官房金融検査部等と同時検査を行う。

(2) 金融先物取引業者等検査

- ・金融先物取引業者　　原則として、証券検査の際併せて実施する。

## 第3 検査実績

### 1 検査の実施状況

本事務年度における委員会及び財務局等の検査の実施状況は、以下のとおりである。

#### (1) 証券会社等検査

委員会及び財務局等が、本事務年度において検査に着手した件数は、証券会社79社、自主規制機関1機関、金融先物取引業者1機関である。

これらの内訳は、委員会が検査に着手したものが国内証券会社7社、外国証券会社7社8支店、自主規制機関1機関であり、財務局等が検査に着手したものが国内証券会社65社、金融先物取引業者1機関である。

本事務年度において着手したもののうち、国内証券会社59社、及び外国証券会社7社8支店について、本事務年度中に被検査会社に対し検査結果通知書を交付し、検査が終了している（第1表参照）。なお、前事務年度（平成8検査事務年度）において着手し、前事務年度末（平成9年6月30日）までに検査が終了していなかった国内証券会社28社、外国証券会社2社及び証券業務の認可を受けた金融機関1機関については、本事務年度中に全て検査が終了している。

本事務年度中に検査が終了したもの（前事務年度着手分を含む）

のうち、重大な法令違反が認められた証券会社10社、証券会社の役員又は使用人58人については、大蔵大臣に対し勧告を行い、これを受けて業務停止の行政処分等が実施されている（第5章参照）。

なお、検査において認められた問題点については、行政担当部局にも連絡し、行政担当部局から被検査会社に対して改善指示が行われている。

## (2) 金融先物取引業者等検査

本事務年度においては、証券検査の際、併せて実施している。

第1表 検査実施状況

区分	検査計画	検査着手	検査終了
1 証券会社			
国内証券会社	73社	79社	66社
委員会	73社	72社	59社
財務局等		7社	7社
外国証券会社	3社	65社	52社
2 自主規制機関			
委員会		7社	7社
財務局等		1機関	0機関
3 金融先物取引業者			
委員会		1機関	0機関
財務局等		—	—
		1機関	0機関

(注1) 外国証券会社は、全て委員会が検査を実施している。

(注2) 上記のほか、本省監理証券会社に対して財務局等が単独で支店の検査を実施したものが31支店（うち、検査を終了したものは30支店）ある。

(注3) 検査終了欄は、本事務年度末までに被検査会社に対し検査結果通知書を交付し、検査が終了したものである。

## 2 1検査対象当たりの延べ検査投入人員

本事務年度における1検査対象当たりの延べ検査投入人員（臨店期間分）は、国内証券会社111人・日、外国証券会社49人・日、金融先物取引業者20人・日、自主規制機関85人・日となっている（第2表参照）。

第2表 1検査対象当たりの延べ検査投入人員

(単位：人・日)

区分	1検査対象当たりの延べ検査投入人員
国内証券会社	111
外国証券会社	49
金融先物取引業者	20
自主規制機関	85

## 第4 証券会社に対する検査結果の概要

### 1 検査において認められた問題点

本事務年度の証券会社に対する検査は、①取引ルールの遵守状況、②投資勧誘の実情等営業姿勢、③内部事務管理体制の点検のほか、前回検査における問題点の改善状況の点検を重点事項として実施した。

本事務年度中に検査が終了した97社のうち74社に問題点が認められた。74社中73社において取引一任勘定取引の契約の締結、投機的 利益の追求を目的とした有価証券の売買など、取引ルール違反の問題が多く認められたほか、証券会社の営業姿勢や内部管理体制に関する問題点も多数認められた。また、前回検査で指摘した問題点については、各社とも概ね改善されてはいるが、同一の問題が再度発

生しているものや、近年、証券事故が多発している状況にあるものも一部に見受けられた（附属資料176頁参照）。

特に、本事務年度においては、大蔵大臣に対する勧告事案となる重大な法令違反行為が多数把握されており、役職員の法令遵守意識の欠如や証券会社の内部管理体制の不備が原因と考えられる。証券会社の役職員は法令遵守の重要性を強く認識し、公正な業務遂行に向けて一層努力するとともに、証券会社は効果的な内部管理体制作りに努める必要がある。

取引ルールの遵守状況についてみると、取引一任勘定取引の契約を締結する行為、投機的利益の追求を目的とした役職員の有価証券売買等の法令違反行為のほか、仮名取引の受託などの自主規制ルール違反の行為が多数認められている。また、有価証券を有しないで行った自己の計算による有価証券の売付け、取引報告書を顧客に交付せず、又は虚偽の記載をした取引報告書を顧客に交付する行為及び銀行の証券子会社の役職員が、顧客の要請がないのに親銀行の役職員とともに共同訪問する行為が新たに認められている。

次に、営業姿勢の状況についてみると、投資信託の償還乗換優遇措置に伴う買付手数料が全社的に未返還となっていた事例、追加型投資信託の乗換勧誘の際に手数料制度の理解が不十分であったことから、顧客に有利な取扱いをしていなかった事例、逆の投資成果をもたらす投資信託商品の間で経済的合理性に欠ける乗換勧誘を頻繁に行っていた事例など、顧客の利益等を軽視した投資勧誘や誠実かつ公正な業務遂行の観点から問題のある投資勧誘が認められている。

内部管理体制の状況についてみると、各社ともその体制強化のための諸施策を講じてはいるものの、例えば、顧客調査が形式的であったり、顧客管理に関する項目が限定期であったことから、法令違反

行為や不適正な勧誘行為が長期間にわたり看過されていた事例、法令違反等を把握しながら事故報告を行っていない事例などが認められている。これらの事例の発生は、管理システムの運用が的確でなく内部管理の実効性が十分に確保されていないこと、また、実際の運用に携わる管理担当者に、法令・ルールの遵守精神が欠けていることに起因するものと認められる。

本事務年度中に終了した検査（前事務年度着手分を含む）の結果認められた問題点を整理すると以下のとおりである。

(1) 取引ルールの遵守状況については、一部の証券会社において、次のような問題点が認められた。

○ 法令違反で勧告したもの

- ① 向い込み及び呑行為
- ② 取引報告書を顧客に交付せず、又は虚偽の記載をした取引報告書を顧客に交付する行為
- ③ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為
- ④ 特別の利益を提供することを約して勧誘する行為
- ⑤ 作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買等の受託をする行為
- ⑥ 実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買をする行為
- ⑦ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買取引
- ⑧ 顧客の要請なくして親銀行の役職員と共同訪問する行為
- ⑨ 損失を負担することを約して勧誘する行為
- ⑩ 損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為
- ⑪ 利益に追加するため財産上の利益を提供する行為
- ⑫ 有価証券を有しないで行った自己の計算による有価証券の売付けをする行為

- 法令違反であるが勧告に至らなかったもの
    - ⑬ 元引受証券会社による安定操作期間内の自己の計算による買付け
  - 自主規制ルール違反
    - ⑭ 立会外分売（52頁（注）参照）の公表前の買付勧誘
    - ⑮ 顧客の指値売付けに先立つ自己の計算による当該指値以上の価格での売付け（委託注文の優先原則違反）
    - ⑯ 元引受証券会社による買付規制期間内の自己の計算による買付け
    - ⑰ 値幅制限を超えた価格での債券の売買
    - ⑯ 外国株式勧誘時の証取法による企業内容未開示の未説明
    - ⑯ 営業員による無断売買
    - ⑯ 名義貸しによる有価証券取引
    - ⑯ 仮名取引の受託
    - ⑯ 営業員による顧客の名義借り
    - ⑯ 顧客との金銭貸借
    - ⑯ 従業員限りの広告
    - ⑯ 元引受証券会社による投資勧誘規制期間内の積極的な投資勧誘
    - ⑯ 先物取引発注時の自己・委託の区分管理の不備
- (2) 営業姿勢については、一部の証券会社において、次のような問題点が認められた。
- ① 追加型投資信託、転換社債の営業における顧客の利益等を軽視した投資勧誘
  - ② 証券会社が相手方となった顧客の益出し売買において生じた自己の売買損益を同顧客との他の益出し売買によって調整した取引

- ③ 株式指数先物取引等の不適正な受託
- (3) 内部管理体制については、一部の証券会社において、次のような問題点が認められた。
  - ① 社内管理システムの不備及び不十分な活用
  - ② 役職員の法令遵守意識の不足

## 2 問題点の事例

検査において認められた上記問題点に関する事例は以下のとおりである。

### (1) 取引ルールの遵守状況関係

- ④については第2章、③、⑨～⑪については第2章及び第5章、①～②、⑤～⑧及び⑫については第5章で記述している。
- ⑬ 元引受証券会社による安定操作期間内の自己の計算による買付け（証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第6号イ違反）

元引受契約を締結している複数銘柄の転換社債の安定操作期間（(図) 参照）内において、当該複数銘柄の発行者の発行する株券及び転換社債（以下、「ファイナンス銘柄（自己又は関係会社が元引受証券会社となっている発行者が発行している有価証券）」という）につき、法令で認められている「安定操作取引」又は「注文の過誤訂正等のための取引」のいずれにも該当しない自己の計算による買付けが認められた。